

学校感染症と出席停止について

あなたのお子さんは、下記の病気があるため学校保健安全法第19条の規定により出席停止となりますので、医師の許可があるまで、学校を休ませてください。

なお、医師に治癒証明書を記入していただき、登校する日に持参してください。

	病名	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎（ポリオ） ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る。) 鳥インフルエンザ（H5N1型） 新型インフルエンザ等感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ (鳥インフルエンザH5N1型・新型インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで (当面の間は原則、保護者の方が別紙の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、学校に提出。ただし、医師の診断により5日を経過せず登校が可能となった場合は、この治癒証明書の提出が必要)
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	新型コロナウィルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで (当面の間は原則、保護者の方が別紙の「新型コロナウィルス感染症における療養報告書」を記入し、学校に提出。ただし、医師の診断により5日を経過せず登校が可能となった場合は、この治癒証明書の提出が必要)
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで